

○厚生労働省令第四号

職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第二十八条の規定に基づき、及び同法第五十四条の規定を実施するため、職業安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年一月十九日

厚生労働大臣 舛添 要一

職業安定法施行規則の一部を改正する省令

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三の次に次の一条を加える。

第十七条の四 厚生労働大臣は、第三十五条第三項の規定により報告された同条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による取り消し、又は撤回する旨の通知の内容（当該取消し又は撤回の対象となつた者の責めに帰すべき理由によるものを除く。）が、厚生労働大臣が定める場合に該当するとき（倒産（雇用保険法第二十三条第二項第一号に規定する倒産をいう。）により第三十五条第二項に規定する新規学卒者に係る翌年度の募集又は採用が行われないことが確実な場合を除く。）は、学生生徒等の適切な職業選択

に資するよう学生生徒等に当該報告の内容を提供するため、当該内容を公表することができる。

2 公共職業安定所は、前項の規定による公表が行われたときは、その管轄区域内にある適当と認める学校に、当該公表の内容を提供するものとする。

第三十五条第二項中「又は施設の長」を「及び施設の長」に、「第四項において同じ。」に「を」に職業安定局長が定める様式により」に改め、同条第三項中「及び次項の規定による連絡」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの省令による改正前の職業安定法施行規則（以下「旧規則」という。）第三十五条第二項の規定による通知又は同条第三項の規定による報告のうち、施行日以後に就業を開始することを予定していた新規学卒者（同条第二項に規定する新規学卒者

をいう。以下同じ。)に係るものについては、それぞれこの省令による改正後の職業安定法施行規則(以下「新規則」という。)第三十五条第二項の規定による通知又は同条第三項の規定による報告とみなして、新規則第十七条の四の規定を適用する。ただし、旧規則第三十五条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により通知された取り消し、又は撤回する旨の内容が、当該取消し又は撤回(以下「内定取消し」という。)の撤回その他これに準ずる措置を講じ、施行日以後に新規則第十七条の四に規定する厚生労働大臣が定める場合に該当しなくなったとき又は内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用が確保されたときは、この限りでない。

第三条 施行日前に旧規則第三十五条第二項の規定により通知するものとされていた事項で、施行日前にその通知がされていないものについては、これを新規則第三十五条第二項の規定により通知するものとされている事項についてその通知がされていないものとみなして、新規則第三十五条第二項の規定を適用する。ただし、旧規則第三十五条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により通知するものとされていた取り消し、又は撤回する旨の内容が、内定取消しの撤回その他これに準ずる措置を講じ、施行日以後に新規則第十七条の四に規定する厚生労働大臣が定める場合に該当しなくなったとき又は内定取消しの対象と

なつた新規学卒者の安定した雇用が確保されたときは、この限りでない。